

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

求釈明申立書

令和3年3月12日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝

同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、被告作成の令和3年2月26日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という）に対して反論するに先立ち、以下のとおり、求釈明の申立てを行う。

1 被告は、被告準備書面(1)・第4・2において、本通知は地方自治法245条の4第1項に基づく「技術的助言」にあたること、「技術的助言」を受けた地方公共団体は当該「技術的助言」に従って事務を処理する法律上の義務を負わないこと、地方自治法247条3項は地方公共団体が「技術的な助言」に従わなかったとしても不利益な取扱いをすることを禁止していることなどを指摘した上で、「このように、本件通知は、地方公共団体に対する「技術的な助言」であって、地方公共団体との関係でも、本件通知自体が法的義務を課すものではない」と主張する。

2 原告としても、「技術的助言」を受けた地方公共団体は、当該「技術的助言」に従う法的な義務を負うものではないことは認めるものである。地方自治法において、地方公共団体が「技術的な助言」に従わなかったとしてもそのことを理由に不利益な取扱いをしてはならないとされていることは、条文を読めばわかる話である。

原告は、本通知がもつ地方公共団体に対する事実上の影響力及びこれにより原告が本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていること（ひいてはこの重大な支障を

除去するためには本件訴えによるほかないこと)を問題にしているのであって、被告の主張は原告の主張に対する反論になっていない。

被告は、被告準備書面(1)・第3において、渋谷区に対して「疑義照会」を行ったことや、総務省自治行政局長等が渋谷区長と面会し本通知の「趣旨を説明した」ことなどについて言及するが、総務省は、これらに加え、本サービスの導入を検討している地方公共団体に対して、これを導入しないよう求める旨の“働き掛け”を行っている。

また、現に、総務省は、いわゆるふるさと納税をめぐる事案において、「技術的助言」に従わなかった自治体について「不利益な取扱い」をし、そのことの違法性が最高裁判所によって認定されたところですらあって（最三小判令和2年6月30日（令和2年（行ヒ）第68号）参照）、地方自治法において「不利益な取扱い」をしてはならないとされていることは、事実上においても「不利益な取扱い」がなされないことを意味しないこと（両者は同義ではないこと）が、現実の事例において明らかになっているところでもある。

3 これらを踏まえて、原告は、下記事項について、求釈明の申立てを行う。

記

① 本サービスに関して、総務省が渋谷区に対して行った「疑義照会」の文書、及び、これに対する渋谷区の「回答書」を含め、総務省と渋谷区の間でやり取りされた文書をすべて提出されたい。

② 渋谷区の事案のほか、本サービスに関して、

ア 総務省が地方公共団体に対して「照会」（疑義照会を含むが、これに限らない）を行った事案

イ 地方公共団体から総務省に対して本サービスの実施の可否について「照会」がなされた事案

ウ 上記イの「照会」に対し総務省が「回答」を行った事案

それぞれの有無及び数を、口頭によるものを含めて、明らかにされたい。各事案がある場合には、いつ、いずれの地方公共団体に対し、あるいはいずれの地方公共団体から、なされたものであるのか、明らかにされたい。総務省と各地方公共団体の間のやり取りについて文書が存在する場合には、すべて提出されたい。

以上